

茨城県における産業廃棄物の不法投棄対策

茨城県生活環境部廃棄物対策課不法投棄対策室

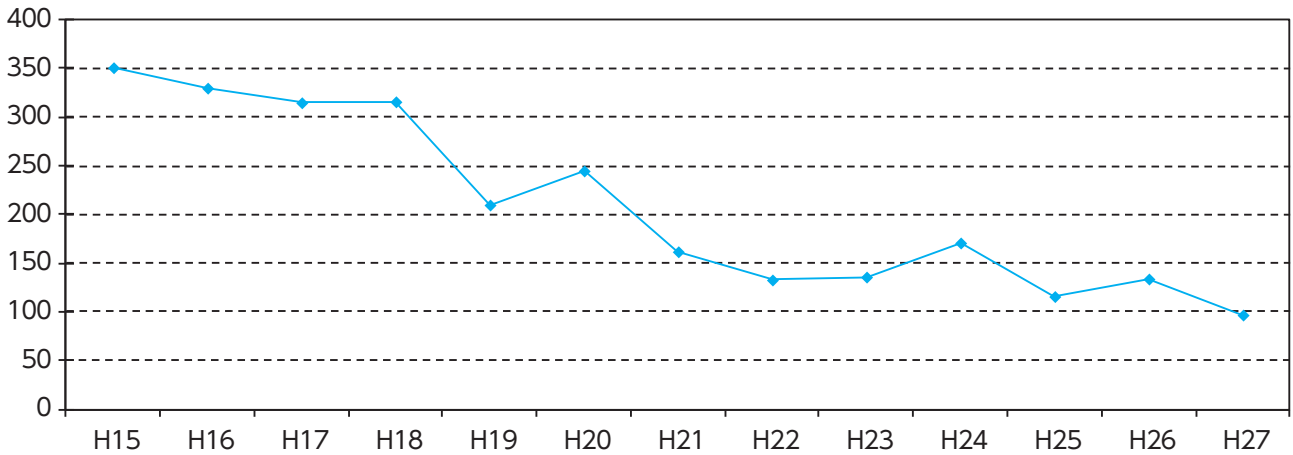
1 はじめに

茨城県は、産業廃棄物の大量排出源である東京などの大都市に近く、常磐自動車道等の道路交通網が整備されていること、平坦な土地が多いこと、人の目に触れにくい平地林が散在していることなどから、不法投棄がされやすい環境にある。このため、本県の不法投棄件数（投棄量10トン未満含む）は、平成15年度をピークとして減少傾向にはあるものの、依然として、毎年度100件程度が新規に発生している（図1）。

不法投棄対策は、「早期発見・早期対応」が重要であることから、発見通報体制と監視指導体制の充実強化を図っている。発見通報体制としては、ボランティアU.D.監視員（U.D.:

Unlawful Dump（不法投棄）や不法投棄監視協定（42団体、2企業と締結）等による全県的な監視に取り組んでおり、監視指導体制としては、本庁に併任警察官5名を配置する等警察との連携を図っているほか、市町村職員への廃棄物処理法における産業廃棄物に係る立入検査権限の付与、建設解体工事現場パトロールの実施等に取り組んでいる。ここでは、本県において最近強化している取組として、監視カメラの活用による不法投棄等の監視、警備会社への監視パトロール委託の拡充、不法投棄等情報管理システムの構築について紹介したい。

（単位：件）



（単位：件）

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
新規発生	351	330	315	316	210	245	162	133	136	171	116	134	97

図1 産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数（投棄量10トン未満含む）

2 監視カメラの活用による不法投棄等の監視

平成26年度に、県南部において、ダンプ1、2台程度の建設系廃棄物をゲリラ的に投棄する事案が頻発したことから、県境の4箇所の橋付近に「不法投棄監視中」と表示した看板

と監視カメラを設置した（図2）。平成28年度には、高速道路インターチェンジ付近を含む県南西部27箇所に追加設置した。録画画像はSDカードに保存され、定期的に回収するほか、事案発生等の必要に応じて回収し、画像分析を行って

行政のうごき

いる。

ゲリラ投棄の発生件数は、平成26年度の73件から、平成28年度は13件に減少しており、抑止効果があるものと考えている。



図2 監視カメラの設置

3 警備会社への監視パトロール委託の拡充

行政職員による監視パトロールが手薄になる休日、夜間等における不法投棄等の現場の監視を強化するため、平成10年度から警備会社への委託による監視パトロールを実施している。平成28年度は監視日数180日分（8h/日換算）の事業費であったが、平成29年度は365日分に拡充し、行政職員

による監視パトロールと合わせて監視体制を強化しているところである。

4 不法投棄等情報管理システムの構築

不法投棄等事案の効果的、効率的な指導を行うため、平成29年度新規事業として、本庁と出先機関における不法投棄等の事案情報（行為者への指導状況等）を一元的に管理し、情報を共有するデータベースシステム（県クラウドシステムを活用）を構築することとしている（図3）。

不法投棄の事例として、ある出先機関の管轄区域で不法投棄を行った者が、別の出先機関の管轄区域においても以前から同様の手口で不法投棄を行っていたということがあった。こうした事例に、別の出先機関の対応状況を迅速に把握できるようになるため、効果的な行政対応が可能になると考えている。

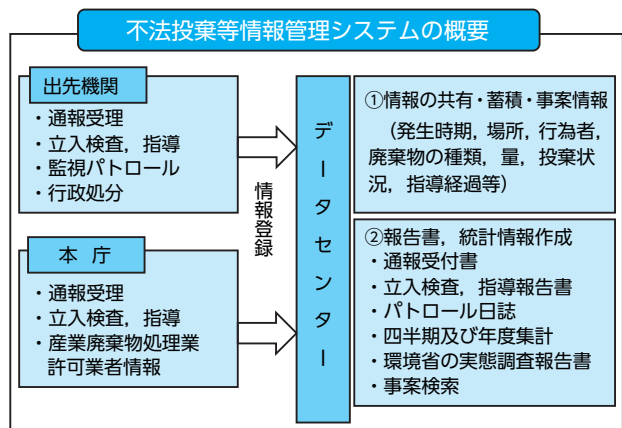


図3 不法投棄等情報管理システム概要図

5 おわりに

今後、東京オリンピックやリニア中央新幹線の整備による建設系廃棄物の大量発生に伴い、不法投棄の増加が懸念されることから、不法投棄対策のさらなる充実強化が必要であると考えている。引き続き、「捨て得は許さない」という方針のもと、全県的な発見通報体制の強化や迅速かつ厳正な監視指導の徹底などにより、不法投棄対策に全力で取り組んでいきたい。